

令和7年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第3号）

1 令和7年12月15日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	森	ルイ	2番	浜田	幸造
3番	赤松	良雄	4番	水橋	直行
5番	進藤	雅通	6番	下末	典和
7番	末光	透	8番	信谷	俊樹
9番	渡辺	年範	10番	閑田	大祐

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

7番	末光	透	8番	信谷	俊樹
----	----	---	----	----	----

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地	丈彦	書記	岡田	愛子
--------	----	----	----	----	----

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川	正芳	副町長	小田	博
教育長	佐々木	智彦	総務課長	坂田	誠
企画課長	竹下	良二	税務課長	平道	龍二
住民課長	亀井	成美	会計課長	岡田	貴美
健康福祉課長	川野	義彦	地域経営課長	三村	竜也
建設課長	下川	昇	環境衛生課長	河田	弘文
学校教育課長	山本	秀樹	生涯学習課長	川本	亮之

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 議案第61号 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第2 議案第62号 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第3 議案第63号 令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）

第4 議案第64号 令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)

- 第 5 議案第65号 令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 6 議案第66号 令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第67号 令和7年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第68号 令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 第 9 発議第 9号 大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例について
- 第10 発議第10号 大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例について
- 第11 議員派遣について
- 第12 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長(閑田大祐君) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長(閑田大祐君) 日程第1、議案第61号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷川正芳君) 議案第61号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和7年11月11日に、人事院の国家公務員給与改定について閣議決定が行われました。その内容は、公務員と民間の給与を比較した結果、民間が公務員給与を上回っていることから、月例給については民間給与との較差を埋めるため平均3.3%を引き上げ、特別給についても民間の支給割合に見合うよう0.05月分引上げ並びに通勤手当の引上げをしたものであります。

また、本町におきましても、人事院勧告に準じ職員給与等の改定を行うこととし、月例給については令和7年4月1日から、特別給については公布の日から適用することとして

おります。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

まず、職員の給与の改定については、人事院勧告と同様に、月例給については民間給与との較差を埋めるため、初任給では高卒者初任給を6.5%、1万2,300円引き上げるとともに、これを踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全体の号給について一定の改善が及ぶよう所要の改定を行うものとし、平均改定率は3.3%となっております。

特別給については、民間の支給状況等を踏まえ、支給月数を0.05月分を引き上げることとし、年間の総支給月数は期末手当が2.5月から2.525月、勤勉手当が2.10月から2.125月となり、合計で4.60月から4.65月となります。

また、自動車等使用者に対する通勤手当については、片道10キロ以上の区分について引き上げることを行うこととします。

以上です。

○議長（閑田大祐君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第61号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第2、議案第62号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第62号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じ、会計年度任用職員に支給する給与に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

なお、施行期日は令和7年4月1日としております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

常勤職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し同様の改正を行い、常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対する給与に関し、所要の改正を行うものです。

週20時間以上勤務のパートタイム会計年度職員につきましては、一般職に準じて令和7年4月1日より施行します。

なお、週20時間未満パートタイム会計年度職員については、令和7年12月1日から改正を適用することといたします。

以上です。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第62号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第3、議案第63号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第63号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ4,436万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,175万3,000円と定めるものです。

今回の補正予算は、人事院勧告に準じ、職員の月例給について民間給与との較差を埋めるため平均3.3%引上げ等を行うもの、並びに0歳から高校3年生までの子供に対し1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当支給について所要の改正を行うものです。

歳入予算では、国庫支出金に物価高対応子育て応援手当に伴い、児童手当国庫負担金1,046万8,000円の追加を、繰入金に財政調整基金繰入金3,389万9,000円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第63号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第4、議案第64号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第64号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ69万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,303万1,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では繰入金により歳入歳出予算の均衡を図り、歳出予算で

は総務費に、人事院勧告の実施に伴い職員人件費69万9,000円の追加を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第64号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第5、議案第65号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第65号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ135万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億384万5,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、保険料、国庫支出金、その他特定財源を追加計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、人事院勧告の実施に伴う職員人件費等で、総務費に102万2,000円、地域支援事業費に33万円の追加を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第65号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第6、議案第66号令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第66号令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ22万

8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,620万6,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金22万8,000円を追加計上し、歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、人事院勧告の実施に伴う職員の給与改善に係る経費として、港湾費の一般管理費に給料12万6,000円、職員手当等8万6,000円、共済費1万6,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第66号令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第7、議案第67号令和7年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第67号令和7年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ128万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億495万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金128万5,000円の追加計上により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、人事院勧告の実施に伴う職員の給与改善に係る経費として、事業費の運行管理費に給料60万9,000円、職員手当等38万9,000円、共済費6万6,000円を、一般管理費に給料14万7,000円、職員手当等6万2,000円、共済費1万2,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第67号令和7年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第8、議案第68号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第68号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町下水道事業会計予算の収益的支出の予定額において、下水道事業費用を4億3,512万2,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、人事院勧告の実施に伴い、下水道事業費用の営業費用総係費に給料64万7,000円、職員手当等55万2,000円、法定福利費8万1,000円、報酬14万円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第68号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第9、発議第9号大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

信谷俊樹議員、演台にお進みください。

○8番（信谷俊樹君） 発議第9号大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例についての趣旨説明を行います。

本案は、飼育放棄された猫が野良猫になって増え、地域の生活環境に支障を及ぼしており、また野良猫への餌やりはトラブルを招く原因になることから、猫の適正な飼育等に関する必要な事項を定めることにより動物愛護の意識の高揚、環境衛生の保持を図ることを目的として条例化するものであります。

内容としましては、猫の適正な飼育等に関する事項について、町の責務、町民の責務、飼い主の責務、飼い主の遵守事項、飼い主のいない猫への餌やりの禁止、遺棄の禁止、指導または勧告を定めており、なお罰則規定は定めておりません。

以上で発議第9号の趣旨説明を終わります。

○議長（閑田大祐君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

水橋議員。

○4番（水橋直行君） 2点ほど質問させていただきます。

条例に対しての内容についてなんですが、僕は大変必要な条例だと思うので中身について確認したいという趣旨ですが、この条例の中の7条の何人も飼い主のいない猫に対し、みだりに餌、水を与えてはならないの中の括弧書きで、地域で適正な飼育管理を受けている猫を除くというのは地域猫活動のことに関してだと思うのですが、それも含めていろいろ地域の中ではいろんなトラブルを招いているように思います。僕が聞く中でも、地域猫にかかわらずというか、地域猫ではない部分で、地域のもの、物品等々破損したものを被害者は泣き寝入りをしないとイケない状態に遭ってみたり、生き物を殺されてみたり、病気というか、変な菌の下、飼っている生き物に対して何か破傷風のような状態になってみたり等々、どうにかしてくれという声を僕もよく聞くのでこういうしっかり責任を持つことを意識したような条例は必要だと思うのですが、今言うその7条のものに関して、地域で適正な管理をしている猫を除くというのは地域猫という認識でよろしいのです

か。それも、あくまでも適正にしているものに関して、地域猫とはしてるけど、掃除をしてないとか、その辺汚いとか、やらないといけない、守られていない状況での地域猫も中にはいるように聞くんですが、その辺も踏まえて除外されているのでしょうか。これが1点目です。

2点目もそのままでええ。

○議長（閑田大祐君） それじゃあちょっと一問ずついこう。

○4番（水橋直行君） はい。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 今のご質問に答えます。

7条の件ですけれども、地域の猫とかそういうのも含めて全ての猫の飼育または管理をしている人についての、要するに猫に関わった人の全てのを含めての条例です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 地域猫も含め、適正にされていない猫も含めてということで認識いたしました。

それともう一つですが、改めて罰則は規定してないっていうのをさっき明言されたんですが、他の地域というか、行政では同じような条例の下、罰則を設けている市町村もあるようにうかがいます。その中で罰則を強いて定めなかったのは何か特段の理由があつてのことでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 本来は罰則、罰金を定めてもよかったんですけども、急激な変化を求めると町民の方が戸惑うこともあるかと思い、罰則規定、罰金のところは削除しております。新たにそういうことが必要となれば、新たな箇条、箇則でお願いいたします。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） それでできない場合にはどう思いますかって言おう思うたら先に答えを言っていただき、ありがとうございました。

その上でなんですけれども、この条例、先ほども言ったように、僕は大切な条例だと思いますので、これをまず規範にして、動物愛護の観点も当然大切なことで、むやみに猫等、生き物をいじめるべきではないと思いますし、適正な管理の下、適正な飼育ができれば一番最高な摩擦のない状態になると思いますので、この条例を規範にしてよりよい動物愛護

につながればと思います。

ということで、質問を終わります。

○議長（閑田大祐君） ほかに質疑はありませんか。

森議員。

○1番（森 ルイ君） 7条についてお伺いします。今、水橋議員からの質問にもありましたけれども、何人も飼い主のいない猫（地域で適正な飼養管理を受けている猫を除く）に対し、みだりに餌または水を与えてはならないということで、この「地域で適正な飼養管理を受けている猫を除く」というところで、地域猫活動、県に登録、県の承認を得た地域猫、もしくは地域猫として県からは承認を受けていないけれども、例えば地域の方々が協力して掃除も含めて猫の管理をしている場合についてはこの餌やりを禁止するというところからは除かれると解してよろしいでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） あくまでこれは条例なので県とかのそんなものは関係なしに、あくまで条例で、それでどうしてもこの部分については足りないという部分があれば加筆、条例改正をしてください。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 例えばTNRをするに当たって餌やりをする場合にはいかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 責任を持って餌をやるのは構いませんけども、無責任な餌のやり方とか、ええ加減な言い方の文言だけを捉えての、そういうふうなことはないようお願いしたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 野良猫に餌をあげる際には、不妊、去勢も含めて、猫が繁殖することのないよう、もしくは周りに生活環境の悪化をすることのないよう気をつけるということで、ふん尿などの掃除も含めて管理をする場合においてはこの餌やり禁止からは除かれるということで理解しましたが、よろしいでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） だから、元に戻るんですけども、餌をやるのは構いません。動物愛護の関係から餌をやるのは構いませんけども、餌をやった以上、責任を持ってちゃんと

管理をしてくださいという趣旨の条例なので、解釈がいろいろありますけども、先ほど言ったように、もしこれじゃあ足りないというんだったら加筆、条例改正をお願いしたいと思います。

○議長（閑田大祐君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより発議第9号大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例についてを起立により採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（閑田大祐君） 起立多数であります。したがって、発議第9号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第10、発議第10号大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

信谷議員、演台のほうへお進みください。

○8番（信谷俊樹君） それでは、発議第10号住居等における不良な生活環境の解消に関する条例についての趣旨説明を行います。

本案は、町民の居住等における物の堆積または放置による害虫、害獣または臭気が発生すること、火災の発生のおそれがあること、物の崩落のおそれのあること等によりその周辺の生活環境に著しい支障が生じる状態を解消することに必要な事項を定めることにより、健康で安心して暮らせることのできる地域社会の実現、安全で快適な生活環境を確保することを目的に条例化するものであります。

内容といたしましては、居住等における不良な生活環境の解消に関する事項、基本方

針、町の責務、居住者等の責務、調査等、指導または勧告、緊急安全措置を定めております。

なお、罰則規定は定めておりません。

以上で発議第10号の趣旨説明を終わります。

○議長（閑田大祐君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森議員。

○1番（森 ルイ君） 住居等が不良な環境になるというケースにおいて、例えば精神疾患ですとか認知症、経済的困窮など、福祉的なアプローチが必要な場合もあると考えられますが、この場合は例えば第3条の1項の2、居住者等が自ら解消することが困難であると認められるときは町及び地域住民等並びに居住者等が解消に向けた対策を行うことということで、福祉的なサポートをするという意味でよろしいでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 精神疾患とかそういうところは私らが決められないんでそれはお医者さんが決めることなんですけど、度外視して普通一般生活の中における居住のことを指しております。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 精神疾患があるかどうかを決めるのは難しいんですけれども、そういうことではなくて、不良な生活環境になっているという根本的な要因がそういうところにあると思われるので、そのような場合には福祉的なサポートが必要と考えられます。そのような場合に町ができることとしては、この第3条の1項の2やその次の第4条の町の責務というところに照らし合わせて福祉的なサポートをするという意味合いでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） もちろんこれは町全体の問題なので、そういうのがあれば行政側から積極的に携わっていけるという前提条件での条例です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 第6条についてなんですけれども、立入りの調査ということで、これに関しては憲法の第35条、住居の不可侵と照らし合わせて、公共の福祉のために必

要かつ最低限度の措置であることが必要かと思いますが、この第6条の2に関しては「町長は、この条例の施行に必要な範囲内で、指定する職員に不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等に立ち入って調査をさせ、又は当該住居等の居住者等その他関係者に質問させることができる」とあります。この「住居等に立ち入って調査をさせ」という部分に関して、その前段階で指導、勧告もしくは必要限度を超えないようにするという点に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 法律的なことを言いますけども、公共的なもの、公共のことについてそれが最優先するという法令があります。だから、個人じゃなくて、個人の前に公共という言葉があって、その公共の目的のためには個人の権限は狭まれるという法令がありますので、そこを読んでもらえたら大丈夫だと思います。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 6条の3項には、「町長は、前項の規定により職員を当該住居等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ当該住居等の居住者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該居住者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない」とありますが、例えば通知することが困難である場合には居住者等に何も事前の通知がなく住居に立ち入ることがあるということによろしいでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） それは間違いです。居住することに立ち入ることができないような状態の人は多分行政の側から先に指導といいますか、どういうふうな状態なのかと調査が入ると思いますので、その分の状態を見ながらこの分の条例で対応していくという考えです。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） その調査のために立入りすることが、町長が職員に命ずることができるようになっておりますが、この立入調査に関しては慎重に考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） それは当然のごとく慎重にやりますし、人権侵害の起こらない範囲の中で、法令に反するようなことをしない限り何もできないと思います。する気もありませんし、それは条例の中で行政側がちゃんと対応してくれると信じております。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 今お話にあった人権侵害に当たらないようにということで、ここでは町長が命ずることができると思いますが、その前段階で指導や警告、勧告などを行うということで、最終的にそれに従わないという場合において公共の福祉のために必要ということで立入りを行うことがあるということによろしいでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） あまり狭義の、狭い考え方じゃなくてもっと広義な考え方の中で私はつくったんで、基本的に本当にそのような状態にあったときに周りの人が困ると、そういう状況の中での、想定の中での話なので、細かいことについては行政のほうが責任を負う義務があると思いますのでそこまでは私は考えてないんですけど、森議員のおっしゃったとおりになると思います。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

水橋議員。

○4番（水橋直行君） 今の質問のやり取りを聞いて、端的にですけど、上級法の中でいろいろと制約がある中で、町長の権限が一番あるようには見えますが、一般常識的にも法令的にもできないこと、できることがあると思うのですけれども、地域として、以前僕も地域の中で経験したことがあるんですけれども、実際に近隣に臭いが出てみたり等々で迷惑を被っているけども、たちまち何もできない、福祉の観点から遠回し遠回しにいろいろ補助、援助をしながらやったということがあるんですけれども、そういう場合においてももっと近隣の方、本人の方にも手を差し伸べれるようにするための条例と受け止めてるんですが、間違いがありますか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） はい、間違いありません。なるべく皆さんに迷惑がかからないような、皆さんが協力しながら地域全体が円滑にいくように、そういう思いでつくっておりますので、間違いありません。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 先ほどの条例も含めてなんですけど、改めてこういう条例を規範にした状態でしっかりルールを守って、周りの近隣の方も含め、当人も含め、快適な生活ができるような条例になることを願って質問を終わります。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 2件とも議員発議なんで、そして内容的に町長が指導しなければならぬ点をかかり入れているんですけども、その点について町長はどう感じておられますか。町長の責任が出る場合があると思うんですよ。その辺についてどう思われますか。

○議長（閑田大祐君） 質問する相手が違います、それは。

○9番（渡辺年範君） いやいや、でも……。

○議長（閑田大祐君） 発議者は……。

○9番（渡辺年範君） 条例に関して……。

○議長（閑田大祐君） 提出者については発議者です。

○9番（渡辺年範君） いや、それなら聞き方をどうしようか。

と思うんですが、条例として町長が責任を持たにゃあいけん立場が、この条例に出てくる場面がたくさんあるんですけども、その点について発議者は町長と相談をしていますか。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 私は自分で出したので町長とはお話をしておりませんが、普通のどこの市でも町でも最低限のことを書いたつもりでおるので、多分町長さんもそれに対しての異議はないと思っております。もし異議があるんなら町長さんが後で条例改正を、行政側からの改正を出してください。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

○9番（渡辺年範君） まあいいわ。

○議長（閑田大祐君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより発議第10号大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例に

ついてを起立により採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（閑田大祐君） 起立多数であります。したがって、発議第10号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、大崎上島町議会会議規則第129条の規定により、別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。よって、別紙のとおり決定いたしました。

なお、緊急を要する場合には議長において議員の派遣を決定いたしますので、ご了承願います。

○議長（閑田大祐君） 日程第12、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長において事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和7年第4回大崎上島町議会定例会を閉会します。

午前9時46分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員